

民主党埼玉県第1区総支部



衆議院議員

たけまさ公一国会レポート



中国訪問

(7月7日～10日)

北朝鮮の

ミサイル発射問題

(7月5日)

沖縄視察

(7月14・15日)

平成18年(2006年)



55

サイトへお越し下さい! <http://www.takemasa.org>

携帯からもどうぞ!(i-mode版) <http://www.takemasa.org/i>

ご意見をお待ちしています!(e-mail) voice@takemasa.org

中国訪問(7月7日～7月10日)

5月26日に日本国教育基本法案民主党案の7人の提出者の一人として教育基本法特別委員会で答弁席に立ちました。

「国、地方自治体、学校の権限と責任は?」という、質問に答え、民主党案が「補完性の原理(行政の基本は基礎自治体であるなど)」を基本的に踏襲していることを説明しました。また、「教育の最終的責任は国」との民主党案の真意は、国が機会均等の保障や水準の確保などナショナルミニマムを行うことであり、なおかつ、対国内総生産の比率を指標に予算確保目標を定めることです。さらに、「教育行政は地方自治体の長が行う」と明文化したことや、「主体的・自立的な運営を学校理事会で行う」ことも述べました。この議論も秋、次の総理のもと国会に付されることとなります。

北朝鮮のミサイル発射問題(7月5日)

共謀罪を盛り込んだ法案は継続審議になりました。日本の刑法にはない犯罪の計画段階での取り締まりを可能とする法律ゆえの慎重審議だからです。平成15年5月14日の国際組織犯罪防止条約国会承認時に民主党も賛成しましたが、質疑では問題点の指摘しかできず、条約の留保や付帯決議をできない仕組みが問題を大きくしています。条約締結は内閣の専権事項だからと政府は説明します。ここが問題です。3年間、外務委員会で取り組んできた「条約審議に国会がより意見を言えるように」しなければいけない理由を、条約承認後法案作成が待っている「共謀罪」が露呈した格好です。

沖縄訪問(7月14・15日)

民主党の提出していた北朝鮮人権救済法案が成立しました。与党提案の経済制裁も取り入れる形です。

5月12日党拉致対策本部役員会において、3月にストロー英外相に会った際、国連北朝鮮人権非難決議を議長国として国連で取りまとめしてくれたお礼を伝えたことを報告しました。つまり、国際社会では「人権」がキーワードになっているからです。与党もそれを理解するところとなりました。

がん対策基本法案は、与党に先駆けて民主党が4月4日に法案を提出し、5月22日の参議院本会議で山本孝史議員が、自らが「がん」であることを告白し、審議を強く求めた結果、与党も5月23日に法案を提出し、与野党の調整の末、可決に至りました。本法案では、がん患者やその家族、又は遺族を代表する者も含む「がん対策推進協議会」を創設し、がん患者がはじめてがん医療の政策立案過程に参画することになりました。特に民主党が強く主張してきた「がん登録」については、疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価に不可欠な制度であり、本法成立後、法整備も含めた検討が望まれます。この点について、法案の第17条第2項を、「ご指摘のとおり、現在、一部の自治体で行われている地域がん登録事業を含む」という確認答弁が厚生労働大臣からありました。

島根県内の団体が国会に提出した竹島の領土権の早期確立を求める請願書が、外務委員会採択を経て、6月16日、衆参両院の本会議で採択されました。請願では、領土権確立に向けた外交交渉の展開と、竹島問題を担当する専門部署の設置を求めています。164国会の外務委員会はまず1月の尖閣諸島、日中中間線の航空自衛隊機での視察から始まりました。又、4月28日の委員会質疑で石垣市長の要請を受けた形で固定資産税課税の為の上陸を総務副大臣、外務大臣に私から求めた経緯があります。そして今回の請願採択。「領土領海を守る」ことを柱に臨んだ国会でした。